

第2章 国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大

1 国の出先機関の見直しの基本的考え方

(1) 国の出先機関の現状と認識

各府省は、地理的な管轄区域を限った現地機関として、多くの地方支分部局(出先機関)を設置し、多種多様の事務・権限を担わせている。この中には、近年における地方自治体の役割の拡大、交通機関や情報通信手段の著しい発達やそれによどまらない社会経済情勢の変遷に伴う行政需要の消長により、もはや国が全国に出先機関を設置して実施する必要性の薄れたものもある。政府はこれまでも、出先機関の整理合理化や定員削減等を進めてきたが、国の行政機関の定員約32万人のうち約21万人は、いまなお出先機関の職員が占めている。

国の出先機関の事務は、現地性が高く、住民に身近なものも多い。このため、地域における総合的な行政主体である地方自治体との関係において「二重行政」になっているのではないかとの厳しい指摘がなされてきた。国と地方あわせて約800兆円の長期債務残高を抱えるという危機的な財政状況の中で、「二重行政」の無駄を排除し、国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現をはかることは、国民の目から見ても必須である。

道路特定財源をめぐる議論の中で判明した国の出先機関とその外郭団体での無駄遣いの実態、直轄公共事業をめぐる官製談合事件、いわゆる事故米の不正流通問題でのずさんな対応などを通じて、あらためて国の出先機関における構造的なガバナンス(統治)の欠陥が問われる事態となっている。これらの出先機関は、実施部門として膨大な人員と予算を持ち、各地域において大規模な公共事業の実施や法令の執行等を行っている。しかし、個々の事務・権限の執行について、大臣や本府省、国会や国民等によるチェック機能が働きにくく、また、地域の民主主義によるガバナンス(統治)の圏外にあるため、業務運営に地域住民の意向が反映されにくい。

世界的な経済不況の中で、地方の置かれている状況は、ますます厳しい。地方再生、地域振興は緊急の課題となっている。地域の活力を呼び覚まし、地方自治体が自ら地域経営を行うことができるようになることが一段と強く求められている。このためには、総合行政主体である地方自治体が担う役割のさらなる拡大と、国の取組みの総合化が必要である。国の出先機関のあり方についても、府省別・分野別に縦割りで組まれてきたこれまでの国の行政実施体制を大きく転換しなければならない。

以上のような状況認識に立ち、当委員会では、地方分権改革の一環として、国の出先機関の見直しについて検討することとしたものである。

(2) 見直しの基本的考え方

国の出先機関の見直しを進めるにあたっては、国はその本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地域の総合的な行政主体である地方自治体にゆだねるという、地方分権改革推進法第5条等に定められた国と地方の役割分担の基本に沿って、事務や権限の見直しを行うこととする。国と地方の役割分担を明確にし、それぞれが適切な役割を担うことにより、「二重行政」の弊害を徹底して排除する。これに加え、不要となった事務や事業の廃止・縮小、事務の集約化、民営化・独立行政法人化等を検討することにより、国と地方を通じた簡素で効率的な行政の実現をはかる。

国会や国民の目の届きにくい国の出先機関の事務・権限を、住民との距離が近い地方自治体にできるだけ移譲することにより、地方議会や地域住民によるチェックや民意の反映等が的確に行われるよう改める。すなわち、地域の民主主義によるガバナンス（統治）の充実をはかる。また、国の出先機関の事務・権限として残るものについても、透明性を高め、地域住民の目の届くものとなるような仕組みを提案する。

地方再生、地域振興をはかる観点から、地方自治体へ権限と責任を移譲することにより、知事や市町村長が自らの創意工夫と決断で行動する地域の経営者となるようにするとともに、地方再生、地域振興に係る国の施策を効率的・効果的かつ総合的に実施できるよう、国の施策を現地レベルで実施する出先機関の組織の見直しを行う。

こうした見直しにより、国民、地域住民にとって、国と地方を通じて行政がより良いものになることを目指す。

(3) 検討の経緯

平成19年5月25日の経済財政諮問会議で有識者議員から「国の出先機関の大胆な見直し」が示された。この中で、8府省15系統の国の出先機関について、「地方に移譲可能」な事務が存在しているのではないかとされた。これを受けた「骨太の方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、政府方針として、国の出先機関についての抜本的な見直しを地方分権改革推進委員会が行うよう要請された。今回の検討は、この要請に基づくものである。

そこで、当委員会では、国の出先機関の抜本改革に向けて、昨年夏から秋にかけて、検討対象とする出先機関の実態を把握するため、事務所・出張所等のレベルを含む組織、人員、予算等の現況について詳細な調査を行った。本年1月からは、本格的な検討に着手し、関係府省からのヒアリングや、全国知事会をはじめとした関係者との意見交換を重ねつつ、調査審議を進めてきた。7月以降には、さいたま市や仙台市に所在する国の出先機関の視察を行い、主要な出先機関の現場の実情把握に努めるとともに、府省を超えた総合的な出先機関である内閣府沖

縄総合事務局の現地視察なども行った。

この間、本年5月に行った第1次勧告では、「国の出先機関の改革の基本方向」を提示した。8月には「国の出先機関の見直しに関する中間報告」（以下「中間報告」という。）を取りまとめ、事務・権限の仕分けの考え方の具体化や国の出先機関の組織の見直しに関する基本的な考え方などを明らかにした。事務・権限の仕分けについては、中間報告で具体化した考え方を基に、各府省の見解を求めた上で、9月以降、主要な事項について関係府省と順次公開討議を行うなど議論を深めてきた。なお、委員会の審議は、報道関係者に公開し、インターネットで審議状況を広く一般に動画配信するなど、公開の場で行ってきた。

このような中、11月には、麻生内閣総理大臣から当委員会の委員長に対し、国の出先機関について、国と地方の二重行政の排除、国会や国民の目の届かない出先機関を地域住民の目の届くようすること、地方再生、地域振興の観点から、抜本的に統廃合してほしいとの要請があり、その趣旨に沿った勧告を早急に出すよう求めがあった。

これを受け、当委員会では、国の出先機関の事務・権限の仕分けについての検討結果を取りまとめるとともに、あわせてその組織の見直しについても検討を進め、結論を得たものである。

2 事務・権限の見直しの考え方

今回見直しの対象とした8府省 15 系統の国の出先機関の事務・権限の中には、国が本来担うべき役割に属するものもあるが、行政の重複を排除し国と地方を通じた簡素化及び効率化を推進する観点等から、見直しが必要なものもある。

出先機関の事務・権限の見直しの検討にあたっては、地方分権改革推進法及び地方自治法が定める国と地方の役割分担の基本を踏まえつつ、当委員会が第1次勧告で示し、中間報告で具体化した「国の出先機関の事務・権限の仕分けの考え方」に沿って、事務・権限の仕分けを行う。

この「仕分けの考え方」では、国の出先機関の事務・権限を、国と地方の現行の事務・権限の配分関係を基に、まず①重複型、②分担型、③関与型、④国専担型の4類型に分け、これを基本としてさらに詳細な分類を行い、それぞれの分類ごとに仕分けの考え方を示している。これを基に、関係府省からのヒアリングの結果や全国知事会など関係者の意見等も考慮しつつ、出先機関の事務・権限を、廃止（民営化、独立行政法人化を含む。）を検討するものや、地方自治体への移譲を検討するものなどに仕分けを行う。

その際、国民や地域住民にとっての利便性や安全・安心の維持向上等の観点から、国に事務・権限を残しつつ、地方の役割を拡大することが適当と考えられる場合には、事務・権限を新たに地方自治体に付与し国と地方の新たな協働関係を構築する。

以上のような仕分けに基づき、対象となる国の出先機関の事務・権限の整理を行った上で、それに伴う組織の見直しについて提案する。

3 組織の見直しの考え方

(1) 見直しの基本的考え方

① 「二重行政」の弊害を是正する観点等から組織の見直しを検討するもの

国の出先機関のうち、重複型、分担型及び関与型の事務・権限や、地方自治体が独自に行わざるを得ない施策に関する国専担型の事務・権限が多くを占めるものについては、地方自治体との「二重行政」の弊害を是正する観点に加え、ガバナンス（統治）の確保、行政の簡素・効率化等の観点から、現行の組織を原則として廃止し、以下の方向で抜本的な整理合理化と統廃合を行う。

なお、社会情勢の変化により業務対象がほとんどなくなり業務そのものが不要となるものについては、国と地方の役割分担の議論を行うまでもなく、行政の簡素・効率化等の観点から、組織を廃止することを基本とする。

ア 府省を超えた総合的な出先機関への統廃合

地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的な発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、現行の組織を廃止して、府省を超えた総合的な出先機関を編成し、国の出先機関の事務・権限として残すこととなるものを、統合・一元化する。

その際、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との区別に着目し、組織上の分担体制と責任の所在を明確化することにも留意する。

イ 同一府省における出先機関の統廃合

アに該当しない出先機関について、当該機関と、同一府省内の専ら国が本来担うべき事務を行う他の出先機関の機能・所掌事務等に親和性がある場合には、現行の組織を廃止し、これらを統合する。

ウ 府県単位機関のブロック単位機関への統廃合

都道府県単位の機関が置かれているものについては、現行の組織を廃止して、国の出先機関の事務・権限として残すこととなるものを、原則としてすべてブロック単位機関へ集約・統合する。

② 現行の組織を残すもの

仕分けによる整理の結果、ほとんどの事務・権限を出先機関の事務・権限として残すこととなる場合であって、かつ、それにより「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすおそれがないと考えられるものについては、現行の組織を残すものとする。

なお、既往の方針に基づき、独立行政法人化による主要な事務・権限の廃止

が予定されている場合であって、独立行政法人化後に国に残る機能を存続させても「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすおそれがないと考えられるものについても、当該機能を担う組織を残すものとする。

(2) 地域との連携やガバナンスの確保の仕組み

① 府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み

府省を超えた総合的な出先機関の設置にあたっては、「二重行政」の弊害やその新たな拡大をもたらすこととなるないようにするとともに、当該機関の業務運営について、地域住民の目が届くようにしていくことが必要である。

このため、出先機関が担う地域に係る事務・権限に関して地元自治体と調整するための仕組みとして、管轄区域内の都道府県及び政令市など関係地方自治体から成る協議会を設ける。

こうした仕組みの実効性を確保するためには、出先機関が管轄区域内で事務・権限を主体的かつ一体的に処理し総合性を発揮することができるよう、本府省が出先機関の長に権限を委任することが重要であり、これにより、各機関が、所管する行政分野において十全な説明責任を果たすことも可能となる。

② 公共事業の適正性、透明性を確保する仕組み

国の出先機関が行う直轄公共事業の実施については、地方自治体の負担金等の積算や使途の明細が不明確であるなど、かねてからその透明性について問題が指摘されている。

こうしたことに対応するためにも、政府、各府省、各出先機関は、社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的な内容ができる限り明らかにすることや、事業実施の前後において、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することなど、既に行われている取組みをより一層的確に実施することに加え、例えば個別事業に係る積算や使途の明細などのセグメント情報（事業種別、具体的実施箇所、予定事業費等）を開示する仕組みを導入するなどにより、国民や地域住民の目から見て出先機関における事業実施の適正性や透明性を確保する仕組みを拡充すべきである。

4 出先機関の改革の実現に向けて

本勧告を踏まえ、地方自治体への事務・権限の移譲と国の出先機関の抜本的な改革を実現するにあたっては、一定の準備期間が必要になると考えられる。

政府に対しては、当委員会が本勧告で示した方向に沿って、こうした国の出先機関の改革の具体化に向けた検討に早急に着手し、これを実現するための工程を明らかにした計画を平成20年度内に策定することを要請する。同時に、以下の6で述べた人員の移管等については、そのための仕組みづくりに一定の時間を要すると考えられるので、計画策定と並行してそのための検討を進めることを要請する。

さらに、こうした改革を強力に推進するための体制づくりを政府に要請しておきたい。

地方自治体には、事務・権限の移譲に伴う人員の円滑な移行とそのための仕組みづくりなど、本改革の実現に向けて最大限の協力をお願いしたい。また、この改革の実現により拡大する役割と責任を自覚し、移譲される事務・権限の的確な実施に努めていただきたい。

なお、国の出先機関について、新組織に移行するまでの間においても、政府においては、厳格な定員管理によるスリム化など減量・効率化を徹底し、簡素で効率的な行政運営に努めていただきたい。その際には、当委員会の調査で明らかになったものも含め、国の出先機関から関連公益法人等の外郭団体への業務委託や支出などの見直しを徹底することが必要である。

また、今般の事務・権限の見直し後に国に残る業務についても、引き続き地方分権を推進していく観点から不斷の見直しを行い、将来的にこれを地方に移譲する方向で検討していくことが必要である。

直轄国道や一級河川の地方への移管については、当委員会が第1次勧告で示した基準¹に沿って、直轄国道の人口30万人未満の都市を連絡する区間を含め、都道府

¹ 第1次勧告 第2章「重点行政分野の抜本的見直し」(抜粋)

【道路】

○ 直轄国道については、主に地域内交通を分担する道路は都道府県が扱い、それを補完して国は全国的な交通ネットワークの形成をはかることを基本として、上記の要件の(2)及び(3)(注)を見直す。当面、これらの要件について、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④「都道府県庁所在地その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市」(道路法施行規則 第1条の2)の基準を厳格に適用し、原則都道府県庁所在地及び人口おおむね30万人以上の市を基本とすることにより対象となる区間、の4種類の区間に該当するものについては、従前と同様の管理水平を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一般国道の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

個別の対象道路については、地方自治体との調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

(注) 直轄国道の要件

- (1) 高規格幹線道路の区間
- (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間
- (3) 重要な港湾・空港と(1)(2)を効率的・効果的に連絡する一般国道の区間

県への移管を進めるべきである。現在、国土交通省と関係都道府県との間で個別の移管対象についての協議が行われているが、その進捗状況は、必ずしも十分とは言えない。第1次勧告の基準にしたがって、地方への移管が進むよう、移管に伴う財源や人員に関する情報など、必要な情報の提供に努めた上で、関係都道府県との個別協議を進め、早急に結論を出すよう要請する。

また、上記のほか、整備が概成した直轄国道についても、地方への移管に係る個別協議の対象とすべきである。

これらの地方移管に伴い、必要な財源や人員が確実に地方に移譲されるよう、国が必要な措置を講ずるのは当然のことである。

これらの改革により、別添試算のとおり、まず総人件費改革などでも定められた約7,700人の人員削減を行うとともに、直轄国道や一級河川の地方への移管、農林統計等の農政関係の事務の見直しを中心に1万人程度を出先機関から地方に移す。さらに将来的には、国のハローワークや公共事業関係の職員の地方への移管を行うことなどにより、出先機関職員のうち、合計3万5,000人程度の削減を目指すべきであると考える。

なお、地方振興局（仮称）、地方工務局（仮称）については、現行の二層制の地方自治制度に基づき府省を超えた総合的出先機関として地域の民主主義によるガバナンス（統治）や地方との連携を確保しつつ設置するものである。したがって、将来、道州制等の新しい行政体制が検討される際には、他のブロック機関とともに地方政府に積極的に移管が検討されるものであり、新しい国と地方の関係に向けた先駆的移行措置として位置付けられる。

また、当委員会では、今後、第3次勧告に向け、義務付け・枠付けの見直しについて具体的に講すべき措置や、地方税財政制度の改革について検討を進めていく中で、国の出先機関の見直しに関連する議論を行うことがあり得る。政府において改革の具体化に向けた検討を進めていく際には、こうした委員会での議論を踏まえて対応することを要請しておきたい。

以上を踏まえ、政府に対して具体的な措置を求める事項は、5及び6のとおりである。

【河川】

○ 一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前と同様の管理水準を維持するため財源等に関して必要な措置を講じたうえで、一級河川の位置付けを変えずに、原則として都道府県に移管する。

その際、①氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、②広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、③急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系であっても、国が管理する場合を極力限定する。個別の対象河川については地方自治体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る。

なお、地方自治体がおおむね一の都道府県内で完結するものとして移管を要望する一級水系についても、同様の見直しを行うこととする。

5 個別出先機関の事務・権限の見直しと組織の改革

(1) 事務・権限の見直し

当委員会では、検討対象とした8府省15系統の出先機関の事務・権限を約400事項に区分し、上記2に記述した「事務・権限の見直しの考え方」に沿って仕分けを行った。この結果、見直しを要する事項を出先機関ごとに別紙2のとおり整理した。

各出先機関については、別紙2で指摘した個々の事務・権限について見直しを実施する。

【別紙2】個別出先機関の事務・権限の見直し事項一覧表（計116事項）¹

(2) 組織の改革

各出先機関の事務・権限の仕分けや、上記3に記述した「組織の見直しの考え方」を踏まえた個別出先機関の組織の改革の方向性は、以下のとおりである。

また、以下で「組織を残す」とする機関を含め、各機関においては、既定の方針に沿った減量・効率化を徹底して行うことはもちろんであり、加えて、別紙に示した事務・権限の見直しを行い、それに伴う組織・定員のスリム化を行う必要がある。

以下の改革をおおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移し、9系統の出先機関を廃止する。また、これらの改革により、人員の地方への移管を行うことなどにより、要員配置のスリム化を目指す。

① 個別出先機関の組織の改革の方向

[内閣府関係]

沖縄総合事務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[総務省関係]

総合通信局

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[法務省関係]

法務局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

¹ 116事項は、約400事項の事務・権限のうち、内部管理業務関係等を除く今回検討の対象としたもの計321事項の約4割に当たる。

[厚生労働省関係]

地方厚生局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約した都道府県労働局と統合する。

都道府県労働局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、ブロック機関に集約し、地方厚生局と統合する。

- 労働基準監督署及びハローワーク（公共職業安定所）は、ブロック機関の下に置く。

※ 現下の厳しい経済・雇用情勢にかんがみ、国と地方自治体とが協働して地域における雇用対策を強力に推進する体制をただちに整えるべきである。このため、地方自治体が行う公共無料職業紹介事業を拡大し、地域の雇用対策が最大限の効果を發揮できるように改める。こうした地方自治体の役割の拡大に伴い、国の役割としての全国ネットワークの維持や雇用保険給付との不可分性にも留意しつつ、将来的には、国のハローワークの漸次縮小をはかるべきである。

中央労働委員会地方事務所

- 組織を廃止する。

[農林水産省]

地方農政局（北海道農政事務所を含む。）

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

- 地方農政事務所を廃止する。

森林管理局

- 既定方針に沿った独立行政法人化後に国に残る事務・権限を担う組織を残す。

漁業調整事務所

- 組織・定員のスリム化を行い、現行の組織を残す。

[経済産業省]

経済産業局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

[国土交通省]

地方整備局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する。

北海道開発局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限のうち、直轄公共事業の実施以外の機能を総合的な出先機関である地方振興局（仮称）に、直轄公共事業の実施機能を総合的な出先機関である地方工務局（仮称）に統合する（注）。

(注) 北海道を当面の主たる対象として法制化された¹道州制特区は、地方自治体がその自主性及び自立性を十分に發揮し、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、各地方の自立的発展を目指していくための制度である。地方自治体においては、この道州制特区の仕組みを最大限に活用し、地方分権改革を積極的に進めるよう取り組まれることを望みたい。

地方運輸局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。
- 運輸支局を廃止する。

地方航空局

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を残す。

[環境省]

地方環境事務所

- 別紙2のとおり事務・権限の見直しを行い、現行の組織を廃止して、国に残る事務・権限を総合的な出先機関（地方振興局（仮称））に統合する。

② 地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ

ア 設置の基本的な考え方

国の出先機関の事務・権限の見直しにあわせて、地方再生や地域振興の観点から国の出先機関として果たすべき役割・機能について、その効果的発揮を確保し、地方自治体や地域住民との窓口の一元化を図り、また、いわゆる縦割りの弊害を排除するため、府省を超えた総合的な出先機関として「地方振興局（仮称）」を編成し、仕分けの結果国の出先機関において引き続き処理することとなる関連の事務・権限を集約化する。

¹ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号）

国民や地域住民の目から見て公共事業の適正性、透明性を確保するとともに、地方振興局（仮称）の組織規模が過大となることを避けるため、国の出先機関において引き続き処理することとなる事務・権限のうち、直轄公共事業の実施機能をその企画機能から明確に分離するとともに、組織的にも分離し、直轄公共事業の実施を専担する組織として「地方工務局（仮称）」を置く。

イ 組織の概要

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）は、特定の行政分野に偏らず、また各府省に対する総合的な調整機能を有する内閣府の出先機関として設置する。

内閣総理大臣は、出先機関の長の任命にあたり、統合前の所属にかかわらず、その求められる役割・機能を担うにふさわしい人材を配置するよう配慮すべきである。

新たな組織の編成にあたっては、現行の組織における内部管理事務の一元化などによる整理合理化を進める。各部門の事務・権限については、内閣府による総合的な調整のもとで、関係各大臣による指揮監督が行われるものとする。

ウ 管轄区域等

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の管轄区域や本局の設置場所等について検討する際には、経過措置を設けて必要に応じ既存組織の管轄区域等を引き継ぐことを可能とするなど、施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応することとすべきである。

エ 地域との連携やガバナンスの確保の仕組みの導入

地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）には、3（2）①及び②で示した考え方沿って、管轄区域内の関係地方自治体から成る協議会として、「地域振興委員会（仮称）」を設けるとともに、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入するものとする。

なお、沖縄総合事務局並びに北海道の区域に置かれる地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）については、関係都道府県が一となるが、同様の仕組みを導入する。

【協議会のイメージ】

- ・ 協議会を法律上明確に位置付ける。
- ・ 協議会は、地元自治体にとって総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である。

- ・ 総合的な出先機関の管轄区域内の都道府県の知事、政令市の市長、市長会及び町村会の代表者で構成する。
- ・ 協議会の座長は構成員による互選とする。
- ・ 協議会の招集権は協議会の座長と総合的な出先機関の長の双方が有するものとする。
- ・ 出先機関は、協議会に対し、直轄公共事業等についての計画の策定、次年度の事業計画案及び予算案、過年度の決算案等を付議するとともに、適宜、事務事業の進捗状況等について報告するものとする。協議会及びその構成員は、付議事項及びその他の事項について、意見を提出することができるものとし、出先機関はこれを尊重するものとする。